

議第221号

京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年11月27日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する
条例の一部を次のように改正する。

第8条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

清純な施設環境を保持すべき施設から勤労青少年ホームを除外することと
する必要があるので提案する。